

議会のあり方検討会

平成28年9月27日（火）

午前10時30分

第2委員会室

議 題

1 検討事項について

(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について

(2) 政策提言の充実について

(3) 各会派からの提案議題について

2 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 各会派意見一覧

【議題1－(1) 資料】

- 2 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について協議概要
(8/4 議会のあり方検討会)
- 3 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領（正副座長案）

【議題1－(2) 資料】

- 4 意見交換会・政策討論会・実施スケジュール（案）
- 5 公聴会・参考人に関する規則等

【その他資料】

- 6 議会のあり方検討会 検討事項スケジュール（案）

各会派意見一覧

- (1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について
- (2) 議会基本条例策定に向けての検討について
- (3) 各会派からの提案議題について

項目		フロンティア旭	市民まちづくりネット	公明党尾張旭市議団	つなぐ	日本共産党尾張旭市議団	
(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について 正副議長案に対する意見		問題ありません。 そのままが良いと思います。	正副議長案に対して、下記を除き承知 ① 第3条の2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。また、・・・・・・(以降略) →下線部分は不要?	正副議長案で賛成。 本部長(議長)のもと、議員全員の団結で市民の尊い生命を守るために進められるようお願いいたします。できれば、不測の事態等が考えられるので、臨機応変に対応や柔軟に対応の文言を対応要領に付け加えていただきたい。	議会本部の構成で「各派代表者」は削除し、本部長と副本部長のみでよい。	如果说えれば、一人会派についての記述がない。 末尾に一文入れてはどうか。	
(2) 政策提言の充実について	①意見交換会、②政策討論会、③公聴会・参考人の活用 のうち、今年度はどの議題を取り上げていくか。	意見交換会を進めたい。	前回の会議でも意見を述べたように“②政策討論会”を議題として取上げ検討していただきたい。	11月に常任委員会別に意見交換会が開催されるので、意見交換会の内容を検討したうえで、政策討論会を進めてはどうかと思います。 公聴会・参考人の活用については、現時点では?	①のみ。	②については、まだイメージがわからない。 ①は実施予定もあり、実施後に方法など整理すると良いと思う。 ①、③、②の順で検討する。	
	意見交換会・政策討論会 実施スケジュール案に対する意見	いただいたスケジュールで問題ないと思います。	提示された実施スケジュール案は、意見交換会と政策討論会がセットで考えられているように見える。当会派はそこまでの理解はしておらず、またセットで進めていくという説明もなかったように理解している。	実施スケジュールについては、正副議長に一任しますが、各会派の意見があれば聞き留めて進めていただきたい。	意見交換会のスケジュールで終了する。	毎年決まった時期に行うのか? 随時受け付けるという方法もあるのではないか。と思うと、形通りのスケジュールを作る意味がわからない。	
(3) 各会派からの提案議題について	過去の積み重ねとなっている課題 (優先順位)	議会モニター制度	3	—	4	1	
		議員相談日を設ける	—	3	—	—	×
		議員の役割と任務	—	1	—	4	1~5
		議員報酬について	1	3	—	4	×
		全員協議会、各派代表者会の公開	—	3	—	—	2
		全員協議会、各派代表者会のインターネット中継について	—	3	—	—	3
		政務活動費について	2	3	1	3	×
		市民からの意見聴取システムの確立について	—	2	—	2	—
		議会事務局の体制強化について	—	3	2	4	2~4
	委員会行政調査の効率化について	—	3	—	1	—	
その他、取り上げたい議題について	なし	なし	市議会の広域連携について 共通の政策課題を抱える近隣市との連携(瀬戸市・長久手市・日進市・豊明市・春日井市等) 議会の相互の意見交換の場を設け、議会のさらなる飛躍と発展を目指すため。	前回提出済(視察のあり方について)	委員会の傍聴の出入りを自由にする 出前懇談会		

「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について 協議概要（8/4 議会のあり方検討会）

●協議結果の概要

《中学校区割りについて》

方向性としては、中学校区割の必要性はないことで意見は一致した。

《本部役員について》

役を各派代表者に充てるとの意見がある一方、災害時に各派代表者と連絡がとれる保証もないため、本部役員の規定は設けず、状況に応じて幅広く活動ができるようにした方がよいとの意見があった。

（主な発言）

- ・災害時には各派代表者と連絡ができる保証はない。最終的にはそのときの状況次第。議員一人ひとりが本部員という形で臨機応変に対応する。
- ・不測の事態で何が起きるか分からない。要領に会派と規定したとしても、このとおりに行かない可能性が多々あると思う。頭の中で会派とのラインを描きつつも、要領は変更せず柔軟に対応できるようにした方がよい。
- ・各派代表者が役を担うとの意見は言ったものの、実際には連絡がとれるかどうか分からない状況下では、会派又は個人単位とするかは状況に応じて判断することも考えられる。
- ・日頃から連絡の取りやすい会派であった方がよい。
- ・本部長の立場を考えた場合、緊急時に議員全員に連絡を取ることができだろうか？
- ・連絡体制は会派がよいと思う。普段からの行動を確認するには、会派の人（又は校区内の人）に聞くことになるかと思う。
- ・本部役員をなくすことは少々難しいと思う。小学校が避難所になった場合、頻繁に市役所へ来ることはできない。その日ごとに議会本部へ行く人を決めて柔軟に対応。
- ・本部役員をなくすとの意味合いではない。図上からはなくしても、担当が必要であれば本部長が任命すればよい。

《議長の市対策本部への出席について》

「傍聴であれば問題ない」との市側の見解を受け、要領に盛り込むことで意見は一致した。

●正副座長案

- ・中学校区割りは廃止する。
- ・本部役員を廃止し、議会本部の構成を、本部長（議長）、副本部長（副議長）、各派代表者とする。
- ・他の議員は議会本部には属せず、地域活動に専念するものとする。ただし、本部長が必要と認める場合は、議会本部の会議へ出席するものとする。
- ・第3条第2項の後段に「また、必要に応じて市対策本部の会議等を傍聴し、情報収集に努めるものとする」を追加する。
- ・行動マニュアル 《議会本部の構成》を《議会本部の対応（イメージ図）》に修正する。

尾張旭市議会における災害発生時の対応要領 (正副座長案)

平成25年3月22日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市において地震や風水害（以下「地震等」という。）の災害が発生したときに、尾張旭市議会が尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議会本部の設置)

第2条 尾張旭市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、必要に応じ尾張旭市議会内に尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

(議会本部)

第3条 議会本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員及び各派代表者をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。また、必要に応じて市対策本部の会議等を傍聴し、情報収集に努めるものとする。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 ~~本部役員は、各中学校区に分かれた本部員から互選し、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。~~

各派代表者は、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。

5 ~~本部員は、本部長、副本部長、本部役員を除くすべての議員をもって充て、本部長の指揮監督のもと事務に従事する。~~

本部長は、必要と認める場合は、副本部長及び各派代表者以外の議員に対し、議会本部の会議への出席を求めることができる。

(議会本部の任務)

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。

(6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 議会本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(行動マニュアル)

第6条 議会本部の構成及び地震等の災害の発生初期に対応するため、別に「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」(以下「行動マニュアル」という。)を作成する。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報提供を行う。

(その他)

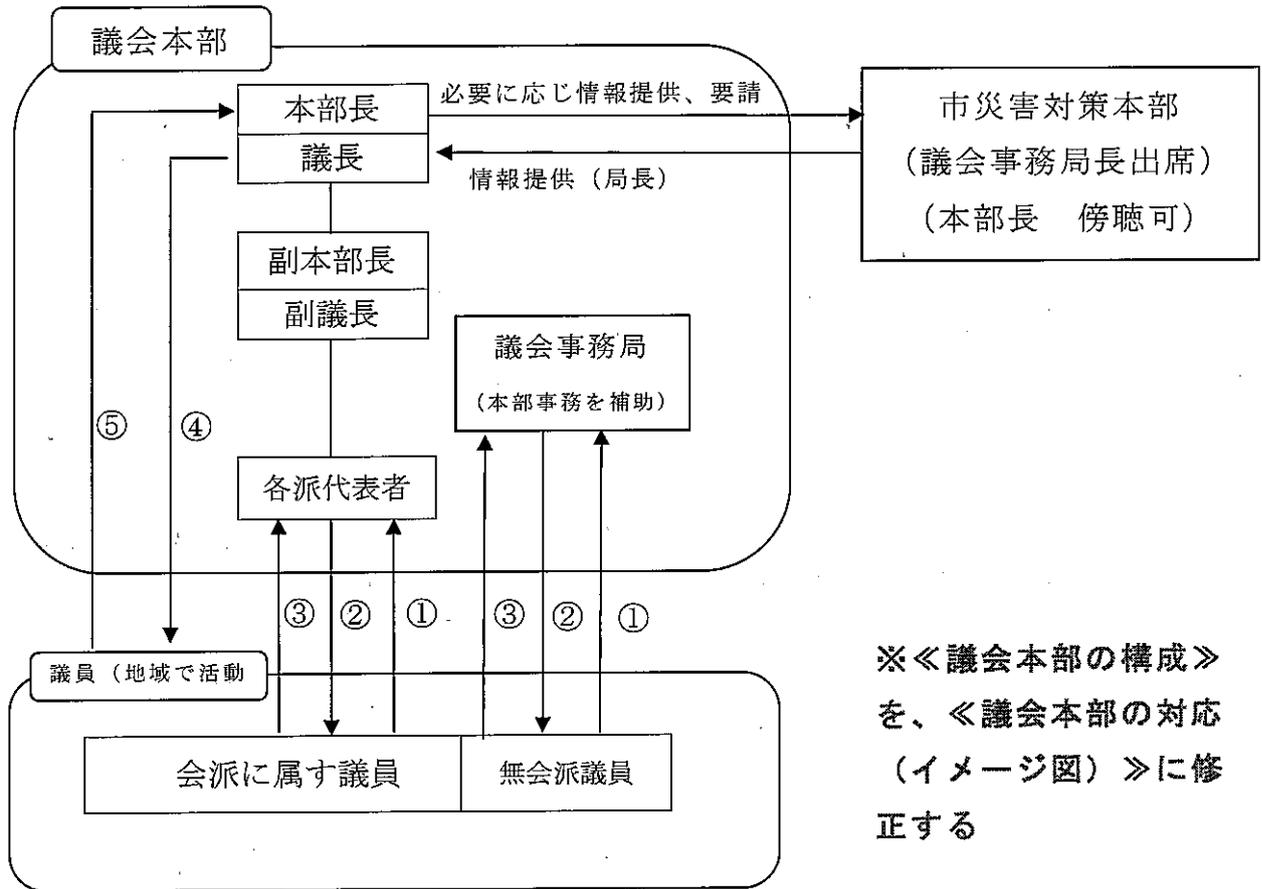
第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル

《議会本部の対応（イメージ図）》



※《議会本部の構成》
を、《議会本部の対応
（イメージ図）》に修
正する

- ① 安否情報
- ② 情報提供
- ③ 被災地の状況、要請事項等を報告
- ④ 必要に応じて議会本部の参集を指示
- ⑤ 参集の指示に従い、議会本部へ参集

《台風等風水害時の対応》

台風等の風水害により、尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合、議員は次のとおり対応する。

- 1 事務局長は、市対策本部が設置された旨を本部長（議長）、副本部長（副議長）に連絡する。
- 2 本部長及び副本部長の協議により、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- 3 議会本部が設置された場合は、議会本部の指示に基づき対応する。
- 4 事務局長は、本部長の指示により、次の表に定める参集基準に応じ、表の右欄に掲げる者に連絡する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	本部長、副本部長、本部役員は、議会事務局に参集する。
市対策本部が第3非常配備としたとき	本部長、副本部長、本部役員及び本部員各派代表者は、議会事務局に参集する。-(全議員参集)-

- 5 市対策本部から提供された災害情報等は、事務局長から本部長、副本部長に報告のうえ、随時、本部員（議員）議員に情報提供を行う。
- 6 本部員議員が地域で収集した情報は、議会本部に報告する。
- 7 報告された情報は、議会本部が整理し、必要に応じて市対策本部に提供する。

《大規模地震発生時の対応》

1 初動時の参集基準

本部員議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。なお、議会本部が設置された場合は、本部の指示に基づき行動する。

参集基準	参集範囲	参集方法
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	本部長、副本部長、本部役員は、議会事務局に参集する。	呼出参集
市対策本部が第3非常配備としたとき	本部長、副本部長、本部役員及び本部員各派代表者は、議会事務局に参集する。(全議員	呼出参集
震度5弱以上	参集)	自動参集

2 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災服を着用し、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできる限り携行する。

また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車等による。

(3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

本部員議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

意見交換会・政策討論会 実施スケジュール (案)

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
定例会・臨時会		■	■			■			■			■	
意見交換会実施に係る工程													
1	議長発案	■											
2	開催日決定 (各常任委員会)	■											
3	案内チラシ(議長名) 作成	■											
4	市議会だより(6月15日 号)でチラシを全戸配布		■										
5	参加団体募集		■	■	■								
6	各常任委員会で意見交換を 行う団体を決定					■	■						
7	応募団体へ通知						■						
8	意見交換会開催												
9	全員協議会で報告 (意見交換会の内容)								■				
10	政策討論会の実施 (各委員会必要に応じて)								■	■	■		
11	全員協議会で報告 (政策討論会の内容)										■		
その他		会議規則、委員会条例の規定に基づき、公聴会・参考人を活用											

公聴会・参考人に関する規則等

○尾張旭市議会会議規則

平成15年3月28日

議会規則第1号

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第72条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公聴会での意見の申出)

第72条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、事前に文書でその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第72条の4 議会は、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)を、前条の規定により文書で申し出た者及びその他の者の中から決定し、議長を経て、本人に通知する。

2 議会は、前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方的にならないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第72条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

(議員と公述人の質疑)

第72条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第72条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第72条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人に対しその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第6章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第56条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公聴会での意見の申出)

第57条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、事前に文書でその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第58条 委員会は、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）を、前条の規定により文書で申し出た者及びその他の者の中から決定し、議長を経て、本人に通知する。

- 2 委員会は、前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方的にならないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第59条 公述人が発言しようとするときは、委員長長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

(委員と公述人の質疑)

第60条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第61条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第7章 参考人

第62条 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、参考人に対しその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、前3条の規定を準用する。

議会のあり方検討会スケジュール (案)

第1回	6月24日(金) 10:30~	・今年度の検討事項を提示 (1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について (2) 議会基本条例策定に向けての検討について			
	検討事項	(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について	(2) 議会基本条例策定に向けての検討について	政策提言の充実について ・意見交換会 ・政策討論会 ・参考人・公聴会の活用 ※検討事項「議会基本条例策定に向けての検討について」から切り離して検討する	(3) 各会派からの提案議題
第2回	8月4日(木) 9:30~	各会派の意見確認	各会派の意見確認	議題の確認	各会派意見確認
第3回	9月27日(火) 10:30~	まとめ		各会派意見確認	未定
第4回	10月中旬			各会派の意見確認 ルール整備	〃
第5回	11月中旬			〃	〃
第6回	1月			まとめ	〃
第7回	3月	平成28年度 検討結果の総まとめ			
	備考	検討結果がまとまり次第、検討結果報告書を議長へ提出する			